

<平成29年度水防協議会議事録>

日 時 平成29年4月26日(水) 13時30分より

場 所 青森県青森市中央1丁目11-18

ラ・プラス青い森 2階 「カメラ」

出席者(委員)

青森県議会議員 建設委員長	沼尾 啓一
東北地方整備局 青森河川国道事務所長	佐近 裕之
青森地方気象台 次長	高橋 幸由
陸上自衛隊第9師団 司令部第3部 防衛班長	松岡 敬介
農林水産部農村整備課 課長代理	蛸名 芳徳
青森県県土整備部長	浅利 次郎
危機管理局防災危機管理課 副参事	熊沢 晋家
青森県警察本部警備第二課長	加藤 徹
東日本電信電話株式会社	
青森災害対策室 設備危機管理士	蛸沢 俊彦
東北電力株式会社青森支店 企画・総務部長	鈴木 克彦

(事務局)

漁港漁場整備課、監理課、河川砂防課

1. 開会

【司会】

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただ今から、平成29年度青森県水防協議会を開催いたします。皆様、本日は、御多用のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします。河川砂防課の神成と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、会長から御挨拶がございます。

2. 会長挨拶

【県土整備部長代読】

会長であります三村知事が欠席をさせていただいておりますので、会長の挨拶を代読させていただきます。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、近年の雨の降り方は、局地化・集中化・激甚化しており、各地で大きな被害が発生しております。平成27年9月関東・東北豪雨では、茨城県鬼怒川の堤防が決壊し、家屋の倒壊や流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、昨年8月の台風10号では、岩手県岩泉町

の小本川が氾濫し、高齢者福祉施設で9名の入所者が亡くなるなど、甚大な被害が発生したところでございます。

本県におきましても、昨年8月の一連の台風により、上北・下北地方を中心に記録的な大雨となり、七戸町を流れる赤川、二ツ森川で堤防が決壊し、道路や農地の冠水被害等が発生しました。

このような、頻発する集中豪雨や台風などによる被害を防止・軽減するためには、これまで進めてきた防災インフラの整備のみならず、県民の命を守ることを最優先とし、県民一人ひとりが自らの手で災害から地域を守るという、防災・減災意識の定着を図ることが重要であると考えております。

県では、「青森県基本計画未来を変える挑戦」の中で、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」を政策の一つとして掲げ、安全・安心な県土づくり、地域防災力の向上と危機管理機能の充実を図るため、ハード・ソフト一体となった取組を着実に推進することとしております。

本日、案をお諮りする平成29年度青森県水防計画は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による水災を防ぐとともに、これによる被害を軽減することで、公共の安全を保持することを目的として策定するものでございます。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。青森県水防協議会会長 青森県知事 三村申吾 代読でございます。

3. 各委員の紹介

<省略>

【司会】

それでは、議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第六条第二項に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして県土整備部長に、議長をお願いいたします。

4. 平成29年度青森県水防計画（案）の審議

【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

「平成29年度青森県水防計画（案）について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。最初に河川砂防課をお願いいたします。

【事務局】

河川砂防課長の笹でございます。よろしく申し上げます。

平成29年度水防計画書（案）に沿って、計画書の概要と河川砂防課所管分の修正事項などについて、ご説明いたします。手元の表紙をめくっていただきまして、水防計画書の目次をご覧ください。水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっております。

第1章におきましては「総則」

第2章には「水防組織と水防体制」

次のページに移りまして、

第3章には「気象情報及び水防情報等の連絡」

次のページに移りまして、

第4章には「水防施設」

第5章には「雨量、水位及び潮位」

第6章には「重要水防箇所」

次のページに移りまして、

第7章には「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」

第8章には「法令規則等」について記載しています。

第9章には「資料編」として、雨量・水位観測所位置図、重要水防箇所図を記載しています。

それではまず、第1章をご覧ください。

「第1章 総則」は、水防計画の目的、用語の定義、水防に係る各主体の責任、津波における留意事項、安全配慮から構成されています。

3ページをお開き下さい。

5ページにかけて、水防計画内で使用する「用語の定義」を記載しています。

5ページの「16. 避難判断水位」の説明は、内閣府及び消防庁からの通知「平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策のあり方（報告）を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更」により、市町村長の「避難準備情報」を、市町村の「避難準備・高齢者等避難開始」と名称を変更しています。

6ページをお開き下さい。

7ページかけて、水防に係る各主体の水防法等に規定されている責任及び義務について、記載しております。

次に、8ページをお開き下さい。

第4節には、「津波における留意事項」について、記載しています。

下段、第5節「安全配慮」では、「水防活動時の水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項」を記載しています。

9ページの第2章をご覧ください。

「第2章 水防組織と水防体制」は、第1節から第3節に、国、県及び水防管理団体（＝市町村）それぞれの水防組織と水防体制について、記載しています。

第1節 国における水防組織については、平成29年4月1日付けの組織改編によって、浅瀬石川ダム管理所と津軽ダム工事事務所が廃止され、岩木川ダム統合管理事務所が新たに設置されました。水防計画書（案）の製本に間に合わなかったことから、別冊で岩木川ダム統合管理事務所新設に伴う平成29年度水防計画書修正箇所表を作成しましたので、お手数ですがそちらをご確認下さい。

第4節以降に水防活動、次のページに移りまして、協力及び応援並びに費用負担と公用負担に

ついて記載しています。

次に、12ページをお開き下さい。

組織改編に伴い修正となります。詳細は、別冊修正箇所表1ページの中程に記載されておりますので、そちらに読み替え下さい。

岩木川ダム統合管理支部では、総括班、総務班、広報班及び浅瀬石川ダム班が設置されます。浅瀬石川ダム班は、浅瀬石川ダムの洪水予測を行う係のほか、放流警報係、ゲート操作係、巡視係がこれまでどおり浅瀬石川ダムでの現地対応を行います。

13ページをご覧ください。

県の場合ですが、県の水防組織については、県内の水防管理団体が行う水防の総括・連絡を図るために、知事を本部長とする水防本部を設置することになります。

1枚めくって、15ページには、水防本部の下、各地域県民局に地域整備部長を支部長とした水防支部の体制を記載しています。

16ページをお開き下さい。

県では、河川が基準水位に達したとき、又は、水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事又は水防支部長である各地域県民局地域整備部長の発する水防指令により、中段の表のとおり、水防配備態勢をとることとしています。

17ページには、水防指令の伝達系統図を記載しています。

水防管理団体である市町村には、各地域県民局地域整備部等から伝達されることになります。

20ページをお開き下さい。

21ページにかけて、指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

平成29年1月現在、県内の指定水防管理団体は、21ページ表下段に記載のとおり、32団体、水防要員は、17,716人です。昨年から64人の増となっております。

また、22ページには、非指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

非指定水防管理団体は、表下段に記載のとおり、8団体、水防要員は、1,393人となっております。昨年から12人の減となっております。

29ページをお開き下さい。

第5節は、「協力及び応援」について記載しております。

30ページをお開き下さい。

今年度から「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」に基づき、「(3)ホットライン」として、河川管理者が必要に応じ、河川水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話等により情報提供を行うことを追記しております。

続きまして、33ページの第3章でございます。

第3章では、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しています。

35ページをお開き下さい。

第1節では、「気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報」について記載しています。

36ページから43ページにかけて、青森地方気象台が発表する気象状況の市町村別の発表基準を記載しています。

44ページから46ページには、津波に関する警報・注意報等の種類及び発表基準を記載しています。

47ページをご覧ください。

気象状況は、青森地方気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災危機管理課から県の各機関及び「防災情報ネットワーク」を通じ水防管理団体等へ通知する仕組みとなっております。

48ページをお開き下さい。

第2節には、「水防警報」について記載しています。

「国土交通省が行う水防警報」の種類・内容・基準については、表に記載のとおりでございます。

次に、49ページをご覧ください。

上段の表のとおり、国では、岩木川をはじめとする計7河川を、水防警報を行う河川に指定しております。

50ページから52ページに、国が水防警報を発した場合の連絡系統図を記載しています。岩木川の伝達系統図には、組織改編に伴って修正となりますので、修正箇所表でご確認下さい。

続きまして、53ページをご覧ください。

「県が行う水防警報」について記載しています。

県が水防警報を行う河川は、次の54ページから55ページの表に記載しているとおり、岩木川水系浪岡川をはじめとする36河川となっております。

56ページから57ページは、この36河川の発表基準水位を記載しています。

58ページから59ページには、水防警報を発した場合の連絡系統図、発表文の例を記載しています。

60ページをお開き下さい。

第3節は、「指定河川洪水予報」について記載しています。

洪水予報は、「流域面積の大きい河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川」において、洪水のおそれがあると認められるとき、河川の水位情報を一般住民に周知するため、気象庁長官と共同して行う発表を言い、中段の表にその種類や基準等を記載しております。

中段の表は、「青森県と気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定」に基づきまして、記載しております。

下段に記載している図をご覧ください。

河川の水位上昇に従い、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報などの発表を、3時間後までの雨量の予測を基に発表します。

61ページをご覧ください。

国土交通省所管では、岩木川をはじめとする4河川で洪水予報を行います。

下段の発表基準水位には、岩木川、平川下流、馬淵川下流、高瀬川について、記載しております。

62ページをお開き下さい。

62ページから64ページにかけて、国土交通省が管理する岩木川及び平川、馬淵川、高瀬川についての洪水予報伝達系統図を記載しています。岩木川及び平川の伝達系統図については、組織改編に伴って修正となりますので、別冊の修正箇所表2ページをご覧くださいと思います。概要といたしまして、岩木川・馬淵川では青森河川国道事務所から、高瀬川では高瀬川河川

事務所から、県河川砂防課等を経由して水防管理団体（市町村）へ、そして一般住民へと伝達されます。

また、共同発表者である青森地方気象台からは、所定の関係機関に他の報道機関を通じて、テレビ・ラジオ等により住民に周知されるとともに、青森地方気象台からNTT東日本や消防庁を経由して関係市町村へ、そして住民に周知されます。

次に、65ページから72ページにかけては、国土交通省の洪水予報発表形式イメージを記載しております。

73ページをご覧ください。

県が管理する河川で、洪水予報を行う5河川の河川名、実施区域及び発表基準水位等について記載しています。参考としまして、昨年度は県での洪水予報の発表実績は、昨年8月22日から23日にかけての台風第9号及び8月27日から28日にかけての豪雨により、馬淵川中流、そして、8月30日から31日にかけての台風第10号により、堤川・駒込川・馬淵川中流と3河川で計4回発表しています。

74ページをお開き下さい。

74ページから77ページにかけて、堤川・駒込川・平川上流・馬淵川中流、十川についての洪水予報伝達系統図を記載しています。

75ページに平川上流の伝達系統図については、組織改編に伴って修正となりますので、別冊の修正箇所表3ページをご覧ください。概要といたしまして、県河川砂防課から各地域県民局地域整備部、市町村を通じて住民へ周知するとともに、共同発表者である青森地方気象台から、所定の関係機関及び報道機関を通じて、テレビ、ラジオ等により住民に周知されるとともに、気象台からNTT東日本や消防庁を経由して関係市町村へ、そして住民に周知されます。

78ページをお開き下さい。

78ページから85ページにかけて、県の洪水予報発表形式イメージを記載しております。

86ページをお開き下さい。

第4節には、「水位周知河川と水位到達情報の周知」について記載しています。

水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じる恐れのある河川として、国土交通省又は知事が指定した河川のこと、避難等の目安となる水位に達したときに、「水位到達情報」として、水防管理者や一般住民に周知する河川を言います。

図をご覧ください。

県が行う「水位到達情報」については、※1の「氾濫危険水位」に到達したときには「氾濫危険情報」として、また、※2の「避難判断水位」に到達したときには、「氾濫警戒情報」、「避難判断水位」を下回ったときには、「氾濫警戒情報の解除」を発表することとしています。

88ページをお開き下さい。

88ページから90ページにかけて、県が指定している水位周知河川として、浪岡川をはじめとする31河川の河川名と、実施区間及び発表基準水位を記載しています。

参考として、昨年度の県の「水位到達情報」の発表実績は、奥入瀬川・田名部川など9河川で計18回となっています。一昨年は、2河川で計2回でございました。

91ページをご覧ください。

県が所管している河川の水位到達情報伝達系統図でございます。県が指定した水位周知河川の

水位到達情報は、報道機関及び市町村を通じて一般住民へ周知します。

92ページをお開き下さい。

92ページから94ページにかけて、県から関係機関へ水位到達情報伝達文を記載しています。

95ページをご覧下さい。

第5節は、「津波に関する水防警報」については、平成26年から記載しており、変更はありません。発生が予測できない地震及びそれに伴う津波については、特に近地津波の場合においては、下図のように水防団員の退避時間、必要時間を差し引いた上での活動可能時間が限られることから、事前の備えが非常に重要になることや、津波警報等の発表をもって水防警報等を発表したものとみなすことを記載しています。

98ページをお開き下さい。

第6節は、「ダム放流に伴う通報」について記載しています。98ページから99ページにかけて国土交通省が管理する浅瀬石川ダムと津軽ダムの通報系統図を記載しております。こちらも組織改編に伴って修正となりますので、修正箇所表でご確認下さい。次のページから、県土整備部が所管する9ダム、県農林水産部が所管する防災9ダム、利水6ダムについての放流に伴う情報伝達について記載しております。

次に、108ページをご覧下さい。

水防連絡表について、「青森県防災情報ネットワーク」の防災専用電話の利用方法を記載しています。

また、113ページから123ページにかけては、水防用務連絡表を時点修正して記載しております。

124ページの第4章をお開き下さい。

第4章には、「水防施設」として、国、県及び水防管理団体における水防施設について記載しております。

126ページから137ページにかけて、県、水防管理団体及び国の水防倉庫の所在地と資器材備蓄状況を、時点修正しております。

次に、138ページから139ページにかけましては、水防区域内の組合・商店・資材業者等の水防資材備蓄状況を、時点修正して記載しております。

次に、140ページから141ページにかけましては、水防用土取場調書となっております。土取場の所在地及び調達可能数量を、それぞれ時点修正して記載しております。

144ページの第5章をお開き下さい。

第5章には、国土交通省、気象庁及び県等が設置している「雨量、水位及び潮位」の観測所について記載しています。こちらも組織名称が変更になります。

146ページから166ページにかけて、第1節では、国土交通省、青森地方气象台、県及び東北電力が所管する雨量観測所について記載しています。こちらも、浅瀬石川ダム管理所を浅瀬石川ダム管理支所に、津軽ダム工事事務所を岩木川ダム統合管理事務所に読み替えていただきたいと思っております。

167ページをお開き下さい。

第2節は、「水位の通報と観測所」について記載しています。

「平成28年版水防計画策定の手引き」に基づき、水位計の欠測等により水位の通報及び公表ができない場合の対応として、「2. 欠測時の措置」を追記しています。具体的には、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、原因の究明と早期の復旧に努めるとともに、関係機関に速やかに周知すること。また、代替する観測所がある場合も併せて周知することとしております。

167ページから182ページにかけましては、国土交通省、県が所管する水位観測所について記載しています。こちらも、浅瀬石川ダム管理所を浅瀬石川ダム管理支所に、津軽ダム工事事務所を岩木川ダム統合管理事務所に読み替えて下さい。

なお、これらの観測所の位置図は、302ページ第9章の資料編に記載しております。

次に、183ページから184ページは、国の潮位観測所について記載しています。

185ページをお開き下さい。

第4節「雨量、水位の公表」には、現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等を閲覧するためのパソコン及び携帯端末のアドレス等を記載しています。

青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する「青森県河川砂防情報提供システム」を平成23年3月から運用しています。

また、昨年3月1日より、洪水お知らせメールが、従来の「登録した河川の基準水位を超過した際にメールで自動通知する」機能のほか、大雨が降った際や洪水予報・氾濫警戒情報のメール通知機能を追加しております。

次に、186ページの第6章をご覧ください。

第6章では、県及び直轄で管理する河川の「重要水防箇所」等について記載しております。

188ページをお開き下さい。

県では、表に掲げるとおり、水防活動時に注意すべき箇所について「水防上最も重要な区間」をA、「水防上重要な区間」をBとして区分しています。

189ページから203ページに、重要水防箇所の箇所表を掲載しております。

なお、これらの箇所について、302ページ第9章の資料編に資料の7から12までに位置図として掲載しております。

次に、204ページをご覧ください。

平成25年度から26年度にかけて実施したため池一斉点検結果について記載しております。続きまして、206ページの第7章をお開き下さい。

第7章では、「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」について記載しています。

ここでは、「第1節 洪水対応」と、「第2節 津波対応」について記載しております。

208ページをお開き下さい。

洪水浸水想定区域の指定状況について記載しています。

県においては、「河川整備の計画降雨」により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域としていますが、平成27年5月の水防法改正を受け、現在、「想定しうる最大規模の降雨」により浸水が想定される区域を検討しております。内容につきましては、後程、事務局より情報提供いたします。

212ページの第8章をお開き下さい。

第8章には、水防法、気象業務法等の法令規則や、水防工法の種類、水防活動実績報告書等について記載しています。

関係法令・規程などについては、時点修正をして掲載しています。

246ページから「7. 河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの改訂について」ですが、平成29年3月27日付けで改訂が行われたことから、案の製本に間に合わず、別冊でお配りしております。特に、県から国への情報伝達につきましては、各場面での都道府県から本省へのホットラインの伝達内容が追加され、出水時の緊急情報で本省の指示により、適宜都道府県毎の出水状況を報告することになるなど細部にわたり変更されております。正式版では、この内容に置き換わることであります。

次に、302ページの第9章をお開き下さい。

第9章は、資料編となっております。

以上が、水防計画書の概要と修正点でございます。

今年度も水防法の規定に則り、水防計画書の改訂作業を行って参りましたが、不備なところが多々あることかと思えます。委員の皆様におかれましては、今後ともご指導方よろしくお願いいたします。私からの説明は、以上となります。

【議長】

次に、農村整備課からお願いします。

【事務局】

農林水産部農村整備課の蛸名と申します。本日、事務局の担当者が会計検査の対応で、急遽欠席となりましたので、私の方からご説明させていただきます。それでは、農村整備課関係について3点ほどご説明させていただきます。

まずは、17ページをお願いいたします。

水防指令伝達系統における農村整備課の位置付けですけれども、「農村整備防災班」といたしまして、「河川砂防防災班」からの通知を受け、各地域県民局地域農林水産部への通知や情報の収集などを行います。

また、当課内に「農村整備防災班本部」を設け、「防災ダム担当」、「災害対策担当」、「利水ダム担当」及び「排水状況連絡担当」の4つの担当を設け、それぞれの職務にあっております。

なお、地域県民局地域農林水産部においても、地域農林水産部長を本部長とする水防体制を組織し、洪水などの発生時には、当課と連絡を取りながら情報の把握などを行うこととしております。

次に、2点目ですけれども、102ページから105ページをお願いいたします。

見開きの大きなページになりますけれども、農林水産部所管のダムの放流に伴う通報系統をご説明いたします。当部が所管するダムは、防災ダムが9箇所、利水ダムが次のページになりますけれども6箇所の計15箇所となっております。各地域県民局地域農林水産部において、適切な管理に努めているところでございます。

また、洪水などに伴うダムからの放流で、下流河川の流況に著しい変化が生じる場合には、事前に警報やサイレン、スピーカーなどを用いて住民に注意や警戒を促すとともに、関係市町村や

警察署、消防署、河川管理者などへ速やかに通知を行う体制としております。

続いて、204ページをお願いいたします。

ため池関係でございます。県内の農業用ため池について、ご説明いたします

平成25年度から26年度にかけて、かんがい受益面積0.5ヘクタール以上のため池及び決壊した場合に人家や病院、学校など重要な公共施設へ影響を与えるおそれがある一定規模以上のため池1,273箇所について点検を実施しました。その結果、239箇所について、洪水流下能力や耐震性能などに関する、より詳細な調査が必要であると判断されたところでございます。

県では、ため池の安全管理の取組として、これまで、ため池の点検結果を管理者に通知したほか、平成25年度に県が作成しました「ため池管理マニュアル」に基づく適切な管理やハザードマップの作成とその公表などを、関係市町村に対して指導してきたところでございます。

今後、239箇所のより詳細な調査が必要と判断されたため池については、優先順位を定め、順次調査を実施し、国の補助事業等を活用いたしました改修工事、事前放流などの予防措置を組み合わせた総合的な対策を講じていくこととしております。農林整備課からは、以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。

次に、青森河川国道事務所から情報提供がございました。佐近所長お願いします。

【青森河川国道事務所】

青森河川国道事務所から情報提供させていただきたいと思っております。お手元に国土交通省東北地方整備局岩木川統合管理事務所という横開きの資料が配布されているかと思っておりますが、こちらをご覧ください。先程の水防計画書の中でもご紹介いただいておりますが、平成28年度に津軽ダムが完成いたしまして、この4月以降、浅瀬石川ダムと津軽ダム、こちらの両ダムを統合管理する岩木川ダム統合管理事務所が設置されたところでございます。こちらについて、ご紹介させていただければと考えております。

1ページをお開き下さい。

こちらの事務所についてですが、先程ご紹介しました津軽ダム、西目屋村にございます津軽ダムとそれから東方の方には浅瀬石川ダム、黒石市と平川市に跨ります位置に設置されているところでございます。浅瀬石川ダムにつきましては、洪水被害の軽減、既得かんがい用水を含めた流水の正常な機能の維持、水道用水、発電など多岐に運用されているところでございます。新たに設置されました津軽ダムにつきましては、洪水被害の軽減、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水、工業用水、発電などとして運用されているところでございます。

2ページ目をご覧ください。

先程の水防計画書にも一部ご紹介いただいておりますが、こちらが組織図となっております。下の方にはございますが、浅瀬石川ダム管理支所ということで、これまでの浅瀬石川ダム管理事務所が管理支所という形で統合管理事務所の組織の一部になってございます。

それでは、3ページ目をご覧ください。

浅瀬石川ダム、津軽ダムの連携ということで、これまでは、浅瀬石川ダムは単独事務所という

ことで、存在していたわけですが、この度、津軽ダムが完成いたしましたして、両ダムについて連携して操作を行うこととしております。それぞれ、洪水又は濁水が発生した場合には、下流域の被害が軽減できるように連携しながら運用することとしております。

続きまして、4ページをご覧ください。

特に関係ございませんが、浅瀬石川ダム、津軽ダム共にダムツーリズムということで、今後、観光客の誘致等を図っていきたいと考えているところでございます。

5ページをご覧ください。

平成29年度の事業内容等でございます。

浅瀬石川ダムにつきましては、524.1百万円のうち、主な工事業業としては、ダムの維持と湖水循環恒久対策施設の整備、それから放流ゲートの補修等を行います。

その他、津軽ダムとしましては、548.0百万円の維持費で主な工事としては、ダム維持を実施いたします。ダムの管理としては、水文データ収集、水質調査等を実施していくこととしております。

両ダムにつきましては、今後連携しながら流域の安全を確保して参りたいと考えておりまして、当青森河川国道事務所とも連携しつつ、国土交通省全体で流域性の安全を確保して参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

【議長】

次に、河川砂防課から情報提供がございました。

企画・防災グループ 藤田サブマネージャー申し上げます。

【事務局】

河川砂防課企画・防災グループ 藤田と申します。よろしくお願いたします。

私の方からは、お配りしております「情報提供2」の資料によりまして、青森県管理河川における想定される最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域図の作成状況などについて、情報提供させていただきます。

昨年8月の台風10号により、岩手県の小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で9名の入所者の方が亡くなるなど、北海道・東北地方で甚大な被害となったことなどを踏まえまして、それまで国直轄河川を中心として進めて参りました「水防災意識社会再構築ビジョンに基づく」取組を県が管理する中小河川にまで拡大していくこととなっているところです。その取組の一環として、平成27年5月の水防法改正を踏まえまして、県でも想定される最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図の作成に昨年度から一部着手しているところであります。

左側のイメージ図のとおり、現状の計画規模降雨により浸水想定区域から浸水の範囲、深さが大きくなることを見込まれます。また、新たに家屋倒壊危険ゾーンを設定することとされております。

資料右側につきましては、平成29年度取組予定ですが、引き続き洪水浸水想定区域の検討を進めながら、検討の終わった河川から順次区域の公表を進めて行きたいと考えております。その他といたしまして、右下の方に小さく書いておるのですが、市町村の避難勧告の発令に着目したタイムラインの策定作業も今年度から着手する予定としております。

資料の裏面につきましては、県管理河川の浸水想定区域の策定及び公表のスケジュール表となっております。平成32年度を目標に県が管理する洪水予報河川・水位周知河川 合計35河川において、公表したいと考えているところです。

市町村が作成することとなるハザードマップの基礎資料ともなることから、できるだけ早期に情報共有を図って進めて行くこととしております。私からの説明は、以上となります。

【議長】

ただ今の説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、平成29年度青森県水防計画（案）について、お諮りいたします。本案を原案どおりとして、御異議ございませんか。

【委員】

（各委員）異議なし。

【議長】

異議が無いということございますので、本計画（案）を、承認することといたします。

それでは、以上をもちまして、本日の議案の審議は、終了いたしました。どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。これもちまして、平成29年度青森県水防協議会を閉会いたします。本日は、御出席いただき誠にありがとうございました。